

ガス小売供給約款（知ヶ崎地区）

令和 元 年 1 0 月 1 日

天 草 ガ ス 株 式 会 社



条 項		目 次	頁	
章	条			
I		小売約款の適用		
	1	適用	1	
	2	小売約款及び変更の揭示等	1	
	3	用語の定義	1	
II	4	日数の取り扱い	4	
		使用の申込み及び契約		
	5	使用の申込み	4	
	6	契約の成立及び変更	4	
	7	使用又は工事の承諾	5	
	8	名義の変更	5	
	9	ガス小売供給契約の解除	5	
	10	契約消滅後の関係	6	
	III		工事及び検査	
		11	工事の設計見積り等	6
12		工事の実施	6	
13		工事に伴う費用の負担	8	
14		工事費等の申し受け及び精算	10	
15		供給施設等の検査	11	
IV			検針及び使用量の算定	
	16	検針	12	
	17	計量の単位	12	
	18	使用量の算定	13	
	19	使用量のお知らせ	14	
V		料 金 等		
	20	料金の適用開始	14	
	21	支払期限	14	
	22	料金の算定及び申受け	15	
	23	単位料金の調整	16	
	24	料金の精算等	17	
	25	保証金	17	
	26	料金の支払方法	18	
27	料金の口座振替	18		

条 章	項 条	目 次	頁
VI	28	料金の払込み	18
	29	料金の当社への支払日	18
	30	遅収料金の支払方法	18
	31	料金の支払順序	19
	32	工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	19
		供 給	
	33	供給ガスの圧力及び成分	19
	34	供給又は使用の制限等	19
	35	供給停止	19
	36	供給停止の解除	20
VII	37	供給制限等の賠償	20
		保 安	
	38	供給施設の保安責任	20
VIII	39	周知及び調査義務	21
	40	保安に対するお客さまの協力	21
	41	お客さまの責任	21
		そ の 他	
	42	使用場所への立入り	22
附 則			
	1.	本小売約款の実施期日	23
	2.	ガスメーターの能力の表記に関する経過措置	23

別 表

- 第1 供給地点群
- 第2 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式
- 第3 適用する料金表
- 第4 早収料金の日割計算(1)
- 第5 早収料金の日割計算(2)
- 第6 供給ガスの圧力等

I 小売約款の適用

1. 適用

- (1) 当社が使用の申込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガス料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件（以下「供給条件等」といいます。）は、このガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）によります。
- (2) この小売約款は、別表第1の供給地点群に適用いたします。
- (3) この小売約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

2. 小売約款及び変更の揭示等

- (1) 当社は、この小売約款を、当社に揭示し、当社のホームページにも掲載いたします。
- (2) 当社は、契約期間中であってもこの小売約款を変更することがあります。この場合、供給条件等は、変更後の小売約款によるものとし、(4)及び(5)の規定に従い変更後の小売約款の揭示及び書面交付等を行います。
- (3) お客さまは、この小売約款の変更が異議がある場合は、ガス小売供給契約を解除することができます。
- (4) 当社は、小売約款に規定する事項を変更する場合は、原則として変更実施日の10日前までにその変更の内容及び効力発生時期を営業所等に揭示して周知いたします。
- (5) この小売約款を変更する場合において、変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付を、特に求めがある場合を除き、以下のとおり行うことをあらかじめ承諾していただきます。ただし、(6)に定める場合を除きます。
 - ① 変更をしようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付は、訪問、書面の送付、インターネット上での開示、電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が定めた方法」といいます。）により、当該変更をしようとする事項のみについて行います。
 - ② 変更後の書面交付は、当社が定めた方法により、当該変更をした事項のほか、当社の名称及び住所、契約年月日並びに供給地点特定番号（以下、3の(19)により、読み替えます。）を記載して行います。
- (6) この小売約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合は、特に求めがある場合を除き、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すること及び変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この小売約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

— 圧力 —

- (1) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力

をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。)をゲージ圧力(大気圧との差をいいます。)で表示したものをいいます。

(2) 「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

(3) 「最低圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

— ガス工作物 —

(4) 「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であつて、ガス事業のために用いるものをいいます((6)から(13)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。)

— 供給施設 —

(5) 「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの付属施設をいいます。

— 導管 —

(6) 「本支管」… 原則として公道(道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。)に並行して公道に敷設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器(導管内にたまった水を除去する装置をいいます。)等を含みます。

なお、次の各号のすべてを満たす私道に敷設する導管については、将来当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き、本支管として取り扱います。

① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること

② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること

③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと

④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること

⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること

(7) 「供給管」… 本支管から分岐して、お客さまが所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

(8) 「内管」… (7)の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。

— 導管以外の供給施設 —

(9) 「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(10) 「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計測するために用いられる計量器をいいます。

(11) 「マイコンメーター」… マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時等、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。

(12) 「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。

(13) 「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。

— 消費機器 —

(14) 「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。

— その他の定義 —

(15) 「ガス工事」… 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。

(16) 「検針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。

(17) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(18) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

(19) 「供給地点特定番号」… お客さまのガスの需要場所を特定する番号です。

4. 日数の取り扱い

この小売約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

II 使用の申込み及び契約

5. 使用の申込み

- (1) ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。）、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめ供給条件等の重要事項及びこの小売約款等を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申込みをしていただきます（12(1)ただし書の規定により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。
- (2) (1)のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置変え等供給施設を変更することをいいます。
- (3) お客様の氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにした、所定の申込書によるほか、電話等により申し込んでいただきます。
- (4) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客様のため(1)のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。

— ガスメーターの決定 —

- (5) 当社は(1)の申込みに応じて、ガスメーターの能力（計量法に基づき当該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わします。）を決定いたします。ガスメーターの能力は、原則として、当該ガス使用又はガス工事の申込みのときに、お客様が設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）が同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる適正なガスメーターの能力といたします。
- (6) 家庭用にガスを使用される場合には、(5)の標準的ガス消費量を算出するにあたり、次の消費機器を算出の対象から除きます。
 - ① オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度の少ないもの
 - ② 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は小型のものとしします。）
- (7) 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客様と協議の上(5)の標準的ガス消費量を算出することがあります。

6. 契約の成立及び変更

- (1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が5(1)に定めるガス使用又はガス工事の申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) お客様が希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガス小売供給又はガス工事に関する

る必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)の規定にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

- (3) お客様が新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給を開始いたします。
- (4) お客様が、他の事業者から当社に切り替えてガス小売供給を申込みいただく場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始いたします。
- (5) お客様が、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、申出の日から最初の定例検針日の翌日から適用いたします。

7. 使用又は工事の承諾

- (1) 当社は、5(1)のガス使用又はガス工事の申込みがあった場合には、(2)及び(3)に規定する場合又は特別の事情があると認めた場合を除き、承諾いたします。
- (2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給又はガスの工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申込みを承諾できないことがあります。
 - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が、法律、命令、条例又は規則（以下、「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
 - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
 - ④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合
- (3) 当社は、申込者が当社との他のガス小売供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれのガス小売供給契約で定める支払期限を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾できないことがあります。
- (4) 当社は、(2)及び(3)の規定する場合又は特別の事情があると認めた場合に、ガス使用又はガス工事の申込みを承諾できないとき、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

8. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客様のガス小売供給契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客様の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。
- (2) (1)の場合においても、前に使用されていたお客様とのガス小売供給契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって申し込んでいただきます。

9. ガス小売供給契約の解除

- (1) ガス小売供給契約を解除しようとするお客様は、あらかじめ解除しようとする日（以下「解除日」といいます。）を指定して、その旨を営業所等に通知していただきます。この場合、

当社はお客さま本人の意思によるものであることを確認いたします。

なお、特別の理由なくして、当社が解除日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解除日といたします。

- (2) お客さまが当社にガス小売供給契約の解除通知をしない場合であっても、既に転居されている等明らかにガス小売供給契約を解除したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。なお、解約したと認められる時点で、既に35の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。
- (3) 当社は、7(2)の各号に掲げる事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書等でお客さまに通知することによって、ガス小売供給契約を解除することがあります。
- (4) 当社は、35に掲げる事由によってガスを停止されたお客さまが、当社の指定した期日までに、その事由となった事実を解消しない場合には、文書等でお客さまに解除日の遅くとも15日前と5日前の2回通知した上で、ガス小売供給契約を解除することがあります。

10. 契約消滅後の関係

- (1) ガス小売供給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、9の規定によってガス小売供給契約が解除されても、消滅いたしません。
- (2) 当社は、9の規定によってガス小売供給契約が解除された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

Ⅲ 工事及び検査

11. 工事の設計見積り等

当社は、5(1)のガス使用又はガス工事の申込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事費の明細をお知らせし、お客さまと協議のうえ、工事予定日を決定いたします。

12. 工事の実施

— ガス工事の施工者等 —

- (1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工いたします。ただし、(2)に定める工事は、承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。
- (2) ガス工事のうち、お客さまが承諾工事人に申込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で、以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。
 - ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
 - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を変える工事

- ③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
 - ④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を変える工事
 - ⑤ ガス栓のみを取り替える工事
 - ⑥ ①～⑤の工事に伴う内管の撤去工事
- (3) お客様がガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客様と承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して補修が必要であるとき、お客様が損害を受けられたとき等には、お客様と承諾工事人との間で協議の上解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

— 気密試験等 —

- (4) 当社が施工した内管及びガス栓を、当社がお客様に引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。
- (5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を、承諾工事人がお客様に引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ承諾工事人に内管の気密試験を行わせます。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。
- (6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設の使用をお断りすることがあります。

— ガスメーターの設置 —

- (7) 当社は、1 需要場所につきガスメーター 1 個を設置いたします。この場合、1 構内をなすものは 1 構内を、又、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所といたしますが、下記の場合には、原則として次によって取り扱います。

なお、お客様の申込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所につきガスメーターを 2 個以上設置することがあります。

- ① マンション等 1 建物内に 2 以上の住戸がある住宅

各 1 戸が独立した住居と認められる場合には、各 1 戸を 1 需要場所といたします。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。

- (イ) 各戸が独立的に区画されていること
- (ロ) 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること
- (ハ) 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

- ② 店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は 1 建物に 2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を 1 需要場所といたします。

- ③ 施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（「施設付住宅」といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については、②により取り扱います。

- (8) 当社は、お客様と協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替え

等維持管理が容易な場所にガスメーターを設置いたします。

— 供給施設等の設置承諾 —

- (9) 当社は、3(7)の境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日苦情が生じても、当社は責任を負いません。
- (10) 当社は、当社若しくは承諾工事人が供給施設を設置した場合、又はガス小売供給契約の締結に伴い、門口に当社所定の標識を掲げさせていただきます。

13. 工事に伴う費用の負担

— 供給施設の所有区分と工事費 —

- (1) 内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置又は撤去していただきます。
- (2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります ((4)において同じ)。
- (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、下記①に定める方法により算定した見積単価（消費税等相当額を含みます。ただし、下記②に掲げる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額との合計（消費税等相当額を含みます。）といたします。
- ① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費・労務費・運搬費・設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1 m当たり、1 個当たり又は1 箇所当たり等で表示いたします。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社に掲示しています。

イ 材料費

材料費は、工事に要するガスパイプ、ガス栓、継ぎ手、その他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。

ロ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。

ハ 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。

ニ 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。

ホ 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。

- ② 次の各号に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、

設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計（消費税等相当額を含みます。）といたします。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

ロ 特別な設備の組込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ハ 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組込まれた工事材料をお客さまが提供する工事

- (4) お客さまの申込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (5) (4)に定める整圧器の設置に要する工事費は、消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。
- (6) ガスメーターは、当社所有のものを設置するものとし、これに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。）は、お客さまにご負担していただきます。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替え等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。
- (7) 供給管は当社の所有とし、これに要する工事費は、(10)の場合を除き当社が負担いたします。ただし、お客さまの申込みにより供給管の位置変え又は撤去を行う場合には、これに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。）は、お客さまにご負担していただきます。
- (8) 本支管及び整圧器（(4)の整圧器を除きます。）は当社の所有とし、その工事費は、(10)の場合を除き当社が負担いたします。

一 工事材料の提供と工事費算定 一

- (9) 当社は、お客さまが提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。
 - ① 当社は、お客さまが工事材料を提供する場合（②を除きます。）には、検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。お客さまが工事材料を提供する場合、その工事材料を(3)の工事費算定の基礎となる単価で見積り、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。又、その工事材料の検査料（検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）をお客さまにご負担していただきます。
 - ② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する場合には、検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。又、別に定める検査料（検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）をお客さまにご負担していただきます。
 - ③ ②のお客さまが提供する工事材料とは、次のすべての条件に該当するものに限り、これを適用する場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定等について契約を締結していただきます。
 - イ ガス事業法令及び当社の定める材料・設計・施工基準に適合するものであること
 - ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ、組み

込まれたものであること

— 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 —

(10) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申込みがあった場合は、次により取り扱います。

① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対し50パーセント以上ある場合を除きます。

② 当社は、その供給地点のうち3年以内にガスの供給を開始することができない供給地点があるときは、当該供給地点に係る本支管及び供給管の設置に要する工事費（消費税等相当額を含みます。）を工事負担金として、建築事業者等にご負担していただきます。

その場合、3年経過後のガス使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地におけるすべてのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。

— 修繕費の負担 —

(11) お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）は、お客さまにご負担していただき当社所有の供給施設の修繕費は、当社が負担することを原則といたします。

— 工事の変更、解約の場合の損害賠償等 —

(12) 工事着手後、お客さまの都合によって供給開始前にガス小売供給契約若しくはガス工事契約が変更若しくは解除される場合は、当社が既に要した費用及びこれらの契約の変更又は解除によって生じた損害を賠償していただくことを原則といたします。ただし、工事を実施していない部分につき、14(7)に掲げる工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更又は解除もやむを得ないと認める場合は、協議によることといたします。

(13) (12)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。

- ① 既に実施した設計見積りの費用（消費税等相当額を含みます。）
- ② 既に工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）及び工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。）
- ③ 原状回復に要した費用
- ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害

14. 工事費等の申し受け及び精算

(1) 当社は、13(3)から(7)まで及び(9)の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。

(2) 当社は、13(10)の規定によりお客さまにご負担していただくものとして算定した工事負担金

を、原則として、その工事完成日（ガス使用の申込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器(13(4)の整圧器を除きます。)の工事を必要としない状態になった日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。

(3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく13(3)から(7)及び(9)、(10)の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることができます。

① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として3か月を超える工事をいいます。）

② その他、当社が特に必要と認めた工事

(4) 当社は、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等をお客さまからの申出があれば、工事完成日以降に申し受けることができます。

(5) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費の全部又は一部を、お客さまからの申出があれば、工事完成日以降に申し受けることができます。

(6) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。

(7) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく、精算することといたします。

① 工事の設計後にお客さまの申出により、導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更のあったとき

② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更のあったとき

③ 工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含みます。）又は労務費に著しい変動のあったとき

④ その他工事費（消費税等相当額を含みます。）に著しい差異が生じたとき

(8) 当社は、13(10)によりいただいた工事負担金について、3年経過後における供給地点の数に差異が生じたときは、精算いたします。

15. 供給施設等の検査

(1) お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。(2)において同じ。）をご負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。

(2) お客さまは、内管、ガス栓、消費機器等の検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担していただきます。

(3) 当社は、(1)及び(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

(4) お客さまは、当社が(1)及び(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は

代理人を立ち合わせることができます。

IV 検針及び使用量の算定

16. 検 針

— 検針の手順 —

- (1) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。
 - ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
 - ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。
- (2) 当社は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。
 - ① 新たにガスの使用を開始した日（お客さまの申込みにより、ガスメーターを開栓した日を行います。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合及び④の場合を除きます。）
 - ② 9(1)から(3)の規定により解約等を行った日
 - ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日
 - ④ 36の規定によりガスの供給を再開した日
 - ⑤ ガスメーターを取り替えた日

— 検針の省略 —

- (3) 当社は、お客さまが新たにガスの使用を開始した場合で、使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が3日（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。
- (4) 当社は、ガス小売供給契約が9(1)又は9(2)の規定により解除される場合で、解除の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解除の期日までの期間が3日（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、解除の期日直前の定例検針を行わないか、又は既に行った解除の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。
- (5) 当社は、(2)③の供給停止に伴う検針日から(2)④の供給再開に伴う検針日までの期間が6日（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。
- (6) 当社は、お客さまの不在又は災害等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

17. 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の小数点第2位以下の端数は読みません。
- (3) 18(9)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第2位以下の端数は切り捨てます。

18. 使用量の算定

(1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの指示値により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

(2) (1)の「検針日」とは、次の日をいいます((3)、(7)及び21(1)において同じ)。

- ① 16(1)及び(2)①から④までの日であって、検針を行った日
- ② 18(4)から(7)までの規定により使用量を算定した日
- ③ 18(8)の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日

(3) (1)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。

- ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間 (②及び③の場合を除きます。)
- ② 新たにガスの使用を開始した場合又は36の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間
- ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日に36の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

— お客さまが不在の場合の使用量算定等 —

(4) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間 (以下「推定料金算定期間」といいます。) の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間 (以下「翌料金算定期間」といいます。) の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

(備考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(5) (4)で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。

① $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1 / 2$ (小数点第2位以下の端数は切り上げます。)

② $V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$

(備考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(6) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。